

東京大学法科大学院ローレビューにおける文献の引用方法

第 17 版

2023 年 2 月 19 日改訂

東京大学法科大学院ローレビュー編集委員会

投稿時に本紙と異なる形式が用いられていたとしても、審査時の評価には影響ありません。もともと、形式が異なる投稿論稿については、掲載が決定された後に修正していただく場合がありますので、予めご了承ください。

目次

I. 日本語文献の引用方法	4
1 基本ルール	4
(1) 執筆者等	4
(2) タイトル	4
(3) 頁数	4
(4) 再度の引用	4
(5) 所収・初出	5
2 裁判例等, 先例, 通達	5
(1) 裁判例, 裁決例, 審決例	5
(2) 先例, 通達	6
3 雑誌	6
(1) 雑誌掲載論文	6
(2) 判例評釈	7
(3) 座談会・シンポジウム	8
(4) 雑誌増刊号	8
4 書籍	8
(1) 書籍一般	8
(2) 論文集	9
(3) 注釈書等	10
(4) 翻訳書	10
(5) 電子書籍	10
5 新聞記事	11
6 政策文書	11
7 審議会等の資料	11
8 Web 上の資料	11
法令の略称：省略	12

公式判例集の略称.....	12
刊行物の略称.....	12
II. 英語文献の引用方法	14
1 基本ルール.....	14
2 米国裁判例.....	16
3 英国裁判例.....	17
4 英語定期刊行物.....	17
5 英語書籍.....	18
(1) 書籍一般.....	18
(2) 電子書籍.....	19
6 英語論文集等.....	19
7 国際機関における裁判例等.....	19
8 国際機関の決議等.....	21
9 Web 上の資料.....	21
III. 仏語文献の引用方法	23
1 基本ルール.....	23
2 裁判例.....	23
3 仏語雑誌.....	23
4 仏語書籍.....	23
5 仏語論文集.....	23
6 仏語博士論文.....	23
IV. 独語文献の引用方法	24
1 基本ルール.....	24
2 裁判例.....	24
3 独語雑誌.....	24
4 独語書籍.....	24
5 独語論文集.....	25

I. 日本語文献の引用方法

※文献引用の形式については以下の例を参考にして、同一論稿の中で統一してください。

1 基本ルール

(1) 執筆者等

- 複数の執筆者がいる場合には、2名の場合は「＝」でつなぎ、3名以上の場合は、当該文献に記載されている執筆者のうち先頭に記載されている1名のみ表示し他の執筆者は「ほか」と表示してください。
- 執筆者名はフルネームで書いてください。執筆者等が法人、団体である場合には、原則として正式名称で表示してください。
- ただし、一般的な慣行で略称を使うことが認められている場合には、略称を用いることも可とします。
 - (例) 日本弁護士連合会 → 日弁連
 - (例) World Trade Organization → WTO
 - (例) 株式会社フジテレビジョン → フジテレビ
 - (例) 日本放送協会 → NHK
 - (例) United Nations Children's Fund → UNICEF

(2) タイトル

- タイトルに副題が含まれている場合には、原典に従って記載してください。執筆者名、タイトルについて、漢字は原則として新字体を用いるものとします。
 - (例) 我妻栄『近代法における債権の優越的地位』83頁(有斐閣, 1953)。「榮」「權」を用いない
- 書籍や論文等のタイトルに空白がある場合には、その空白は半角としてください。

(3) 頁数

- 雑誌又は書籍中の文献を引用する場合には、開始頁と該当頁を、それ以外の文献を引用する場合には、該当頁のみを記載してください。《開始頁》とは、論文の最初のページ、《該当頁》とは論文中で特に参照する頁のことを指します。該当頁は、開始頁と一致する場合でも、開始頁と別個に明示するようにしてください。
- 該当頁が複数にわたる場合、該当頁が連続しているときは、カンマに続いて、「〇〇-〇〇頁」(ハイフンは半角)と表示してください。該当頁に連続していない部分があるときは、「〇〇頁, 〇〇頁」のように表示してください。
 - (例) 木庭顕「日本国憲法9条2項前段に関するロマンストの小さな問題提起」法時87巻12号53頁, 53頁(2015)。
 - (例) 潮木守一『アメリカの大学』52-79頁(講談社, 1993)。
 - (例) 民法(債権法)改正検討委員会『詳解債権法改正の基本方針Ⅲ』373-375頁, 377-379頁(商事法務, 2009)。
 - (例) 飯田秀総「公開買付規制における対象会社株主の保護」法協123巻5号912頁, 944頁, 950頁, 1003-1013頁(2006)。

(4) 再度の引用

- 文献を再度引用する場合は、

《執筆者の姓》・前掲注○)〇頁。

としてください。
- 初出の箇所と同一の脚注内における引用は、

《執筆者の姓》・同〇頁。

または、書籍の場合は、

同書○頁。

論文の場合は

同論文○頁。

としてください。なお、同一脚注内に同姓の複数人の手による文献がある場合には、各執筆者名をフルネームで表記してください。

- 文献を再度引用する場合において、当該文献の初出の脚注内において同一の執筆者による他の文献が引用されているときは、再度引用したい文献が論文であるか書籍であるかに応じて、次の方式に従ってください。

論文の場合には、原則として該当する雑誌名または書名を表示してください。ただし、論文のタイトルの略表示を用いても構いません。なお、雑誌名若しくは書名またはタイトルによる特定ができない場合には、適宜の方法で特定してください。

《執筆者の姓》・前掲注○)《雑誌名または書名》○頁。

《執筆者の姓》・前掲注○)「《論文のタイトルの略表示》」○頁。

(例) 12) 伊藤靖史「米国における役員報酬をめぐる近年の動向——1990年代の役員報酬額の増加と2000年代初頭の不祥事の後で——」同志社法学 58 卷 3 号 1 頁, 33 頁 (2006), 伊藤靖史「役員報酬の守られなかった約束」アメリカ法 2006-1 号 80 頁。

13) 伊藤・前掲注 12) アメリカ法 33 頁。

(例) 13) 伊藤・前掲注 12) 「米国における役員報酬をめぐる近年の動向」。

(例) 6) 田島秀則「判批」水野忠恒ほか編『租税判例百選 (第 4 版)』32 頁 (2005), 橋本浩史「判批」水野忠恒ほか編『租税判例百選 (第 5 版)』192 頁 (2011)。

10) 刈圭吾「判批」水野ほか編・前掲注 6) (第 5 版) 182 頁。

- 書籍の場合には、書名の略表示を用いてください。

《執筆者の姓》・前掲注○)《書名の略表示》○頁。

(例) 5) 木庭頭『法存立の歴史的基盤』454 頁 (東京大学出版会, 2009), 木庭頭『ローマ法案内——現代の法律家のために』60 頁 (羽鳥書店, 2010)。

21) 木庭・前掲注 5) ローマ法案内 229 頁。

(5) 所収・初出

- 再録により、複数の雑誌または書籍に掲載されている論文については、実際に参照する掲載文献をもって引用し、初出または所収を併せて明記してください (所収・初出の括弧は全角の亀甲括弧)。所収文献は、当該文献が後述の「4 書籍」に該当するものであれば「4 書籍」の引用方法に、その他の文献であれば後述の分類に応じ各引用方法に従って表示してください。初出文献については、その発行年 (西暦数字) のみを表示してください。

(例) 井上正仁「任意捜査と強制捜査の区別」松尾浩也＝井上正仁編『刑事訴訟法の争点 (第 3 版)』ジュリ増刊 46 頁, 50 頁 (2002) [同『強制捜査と任意捜査』2 頁 (有斐閣, 2006) 所収]。

(例) 長谷部恭男「取材源秘匿と公正な裁判——憲法の視点から」『憲法の境界』151 頁, 162 頁 (羽鳥書店, 2009) [初出 2007]。

2 裁判例等, 先例, 通達

(1) 裁判例, 裁決例, 審決例

- 雑誌掲載裁判例, 裁決例, 審決を引用する場合は以下の通り記載してください。最高裁判所の裁判例を引用する場合, 《裁判所名の略称》は, 小法廷については「最」または「最一」「最二」「最三」として論稿内で統一し, 大法廷については「最大」としてください。《掲載誌の略称》は, 末尾の表に掲げられている判例集についてはそこに定める表記を用いてくださ

い。民集・刑集など、複数の号で頁数が通し番号になっている判例集は、通し番号で引用してください。

《裁判所・審判所名の略称》《裁判形式の略称》《年号》○年○月○日《掲載誌の略称》○○巻○号○
○頁。

(例) 最決平成2年11月20日刑集44巻8号837頁。

(例) 山口地下関支判昭和63年3月15日判時1292号146頁。

(例) 公取委審判審決平成19年2月14日審決集53巻682頁。

(例) 国税不服審判所裁決昭和56年10月14日裁決事例集23集154頁。

読者の便宜のため、事件名を示すことも可能です。

(例) 最判平成24年3月28日民集66巻5号2344頁(ACデコール事件)。

- 開始頁は、原則として判示事項や囲み解説なども含めて当該裁判例が掲載されている初出の頁を表示してください。ただし、参考収録されている裁判例の場合は、その判例の初出の頁を表示してください。開始頁が同一となる裁判例が複数ある場合には、区別のために出典において振られている符号を、頁数の後に記してください。

(例) 最判平成24年12月21日判タ1386号169頁②事件。

- 雑誌に掲載されていない裁判例については、掲載誌を書く代わりに、「公刊物未登載」としたうえ、(読者が原典を探し出せるように)事件番号を引用して括弧で括ってください。事件番号の「第」は不要です。なお、裁判所HPから閲覧可能な場合には、「公刊物未登載」とはせず、「裁判所HP参照」と記載してください。また、各種データベースに搭載されている場合で、当該データベースにおける文献番号がわかる場合には、「公刊物未登載」および事件番号の代わりに、文献番号を記載していただいても差支えありません。

(例) 最決平成15年2月27日公刊物未登載(平成14年(オ)1035号)。

(例) 東京地判平成23年10月31日裁判所HP参照(平成21年(ワ)31190号)。

(例) 大阪地判平成23年10月25日(LEX/DB文献番号25443936)。

(例) 東京地判平成19年4月27日(Westlaw Japan文献番号2007WLJPCA04278012)。

- 判例・裁判例の典拠表示について、民集などの公式判例集と民間の判例集のどちらにも収録されている場合は、公式判例集を優先して記載してください。
- 前に引用した判例を再度引用する場合は、以下の通り記載してください。

《裁判所名の略称》《裁判形式の略称》《年号》○年。

特定に必要な場合、または読者の便宜のため、初出の注番号や月日を示すことも可能です。

(例) 最決平成2年11月20日前掲注○)。

(2) 先例，通達

- 先例，通達の引用方法については、一般的な慣行に従うものとします。

(例) 昭和35年12月27日民事甲3280号民事局長通達。

(例) 80)平成24年3月29日雇児発0329第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。

82)前掲注80)。

3 雑誌

(1) 雑誌掲載論文

- 最初の引用においては、

《執筆者名》「《論文名(副題含む)》」《雑誌名》○○巻○号《開始頁》，《該当頁》(《発行年》)
〔《所収文献》所収〕〔初出《初出文献の発行年》〕。

としてください（発行年は西暦数字のみ、括弧は全角）。

（例）岩原紳作『「会社法制の見直しに関する要綱案」の解説（5）」商事1979号4頁，8頁（2012）
〔別冊商事法務編集部編『会社法制の見直しに関する要綱の概要』別冊商事法務372号43頁
（2012）所収〕。

匿名記事の場合は，《執筆者名》を「匿名記事」としてください。

（例）匿名記事「債権者を異にする数個の債権の抵当権は設定できるか」金法267号197頁，197頁
（1961）。

雑誌名は，末尾の表に該当する場合にはそこに定める略称に従ってください。

それ以外の雑誌は原則として正式名称で引用してください。ただし，初出箇所において略称を示す場合には，2回目以降は略称を用いても構いません。

- 合併号に所収されている論文については，合併されている号数が2号の場合は「1・2号」，3号以上の場合は「1-3号」（ハイフンは半角）のように号数を表記してください。
- 複数の号で頁数が通し番号になっている雑誌は，通し番号で引用してください。

（例）星野英一「いわゆる『権利能力なき社団』について」法協84巻9号1125頁，1168-1198頁
（1967）〔同『民法論集（1）』227頁（有斐閣，1970）所収〕。

- 「上，下」，あるいは「1，2，3・完」のように2号以上に分かれている論文を引用する場合，連続する2つの論文を同時に引用するときは，《論文名》の表記の末尾に「（上，下）」のように，「，」を打って列挙し，原文と同じ括弧で挟んでください。連続する3つ以上の論文を同時に引用するときは「（1）～（3・完）」のように引用してください。連続していない論文を同時に引用するときは「（1），（3）」のように引用してください。論文の順番を表わす数字は，アラビア数字を用いてください。

巻数や発行年が同じものが複数ある場合は，一括して1つだけ巻数や発行年を付すようにしてください。

（例）平井宜雄「債務不履行責任の範囲に関する法的構成（1）～（3・完）」法協80巻6号773頁，81巻1号9頁（1964），3号227頁（1965）〔同『損害賠償法の理論』（東京大学出版会，1971）所収〕。

（例）小島慎司「近代国家の確立と制度体の自由——モーリス・オーリウ『公法原理』第2版における修道会教育規制法律への批判の分析——（1）～（5・完）」国家121巻3・4号293頁，5・6号537頁，7・8号699頁，9・10号831頁，11・12号1144頁（2008）。

（2）判例評釈

- 判例評釈は，原則として，表題を掲げずに「判批」とします。匿名記事の場合は《執筆者名》を「匿名記事」としてください。

《執筆者名》「判批」《雑誌名》〇〇巻〇号《開始頁》，《該当頁》（《発行年》）。

（例）3）好美清光＝竹下守夫「判批」判時646号108頁，109頁（1971）。

5）好美＝竹下・前掲注3）109頁。

（例）大塚龍児「判批」判評368号（判時1318号）53頁，55-56頁（1989）。

- ただし，ジュリストの重要判例解説，判例百選を引用する場合は，それぞれ以下の方式に従ってください。また，最高裁判決・決定についての担当調査官の解説（ジュリスト，法曹時報，最高裁判所判例解説，Law & Technology）は「判解」としてください。

《執筆者名》「判批」重判《年号》〇年度（ジュリ臨増〇〇号）《開始頁》，《該当頁》（《発行年》）。
《執筆者名》「判批」《編者名》編『〇〇判例百選（《版表示》）』《開始頁》，《該当頁》（《発行年》）。

（例）松岡久和「判批」重判平成17年度（ジュリ臨増1313号）77頁，79頁（2006）。

（例）半田正夫「判批」伊藤正己＝堀部政男編『マスコミ判例百選（第2版）』182頁，182頁
（1985）。

（例）香城敏麿「判解」最判解刑事篇昭和49年度165頁，238頁（1977）。

(3) 座談会・シンポジウム

- 座談会・シンポジウムについては、以下の通り記載してください（発言者の括弧は全角の亀甲括弧）。

《出席者名》「《テーマ》」《雑誌名》〇〇巻〇号《該当頁》〔《発言者名》発言〕（《発行年》）。
《出席者名》・前掲注〇）《該当頁》〔《発言者名》発言〕。

- (例) 小川秀樹ほか「新破産法と否認の実務（中）」金法 1730 号 20 頁〔田原睦夫発言〕（2005）。
(例) 117) 清原健＝田中亘「対談 MBO・非公開化取引の法律問題（後）」ビジネス法務 2007 年 7 月号 64 頁，76 頁〔田中亘発言〕（2007）。
119) 清原＝田中・前掲注 117)74 頁〔清原健発言〕。

(4) 雑誌増刊号

- 雑誌増刊号（別冊 NBL も含みます。）の扱いは、その内容に応じて書籍・論文集等に準じます。ただし、発行所を略すかわりに、雑誌名と号数を明記してください。
(例) 能見善久「専門家の責任——その理論的枠組みの提案」専門家責任研究会編『専門家の民事責任』別冊 NBL28 号 6 頁，8 頁（1994）。
(例) 伊藤眞ほか編『新破産法の基本構造と実務』ジュリ増刊 451 頁〔小川秀樹発言〕（2007）。

4 書籍

(1) 書籍一般

- 書籍については、以下の通り記載してください。

書籍タイトルは、二重かぎ括弧を用いてください。版については、最新版にこだわらず、引用したものを用いてください。版表示が書籍のタイトルに含まれているときはタイトルの後に、タイトルに含まれていないときは発行所と発行年の間に、版を表示してください。ただし、初版については、版表示が書籍のタイトルに含まれていないときは記載不要です。なお、「発行年」とは、引用に使用した版が発行された年をいいます（その刷が発行された年ではありません。）。巻数は原則としてアラビア数字で表記してください。ただし、原典において巻数がローマ数字で表記されている場合には、ローマ数字で表記してください。

《執筆者名》『《書名》（《版表示》）』《該当頁》（《発行所》，《発行年》）。
《執筆者名》『《書名》』《該当頁》（《発行所》，《版表示》，《発行年》）。

- (例) 芦部信喜『憲法学Ⅲ 人権各論（1）（増補版）』393 頁（有斐閣，2000）。
(例) 高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）（補訂版）』269 頁注 79（有斐閣，2006）。
(例) 梅謙次郎『民法要義 卷之三債権編（初版）』91-92 頁（信山社，復刻版，1992）〔初出 1897〕。
(例) 山本和彦ほか『倒産法概説』110 頁〔沖野眞己〕（弘文堂，2006）。
- 監修者または編著者のいる書籍については、以下の通り記載してください（執筆者名の括弧は全角の亀甲括弧）。なお、執筆者名は、書籍中に示されている場合のみ記載してください。

《監修者名》監修・《編著者名》編著「《書名》（《版表示》）」《該当頁》〔《執筆者名》〕（《発行所》，《発行年》）。

- (例) 10) 三井秀範＝池田唯一監修・松尾直彦編著『一問一答 金融商品取引法（改訂版）』265 頁（商事法務，2008）。
11) 三井＝池田監修・松尾編著・前掲注 10)268 頁。
- 複数の執筆者による書籍のうち各執筆部分に表題のないものについては、最初の引用，再引用ではそれぞれ以下の通り記載してください。ただし、「編」のほか「編集代表」「監修」などはもとの書籍に従ってください。

《奥付記載の執筆者名》『《書名》（《版表示》）』《該当頁》〔《執筆者名》〕（《発行所》，《発行年》）。
《奥付記載の執筆者の姓》・前掲注○）《該当頁》〔《執筆者名》〕。

(例) 24) 山本和彦＝山田文『ADR 仲裁法（第2版）』47頁〔山田文〕（日本評論社，2008）。

32) 山本和彦ほか『倒産法概説（第2版）』110頁〔沖野眞巳〕（弘文堂，2008）。

35) 山本ほか・前掲注 32)462頁〔中西正〕。

43) 山本ほか・前掲注 32)111頁〔沖野眞巳〕。

- 補訂者が執筆者と別に存在する書籍については、以下の通り記載してください。

《執筆者名》（《補訂者名》補訂）『《書名》（《版表示》）』《該当頁》（《発行所》，《発行年》）。

(例) 4) 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第7版）』100頁（岩波書店，2019）。

8) 芦部（高橋補訂）・前掲注 4)121頁。

- 複数の執筆者による書籍のうち各執筆部分に表題のないものについて、各執筆部分に補訂がなされている場合は、以下の通り記載してください。

《執筆者ないし編者名》『《書名》（《版表示》）』《該当頁》〔《執筆者名》（《補訂者名》補訂）〕（《発行所》，《発行年》）。

(例) 中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義（第2版補訂2版）』546頁〔井上治典（松浦馨補訂）〕（有斐閣，2008）。

- 加除式の書籍は、以下の通り記載してください。

《編者名》『《書名》（《版表示》）』《該当頁》〔《執筆者名》〕（《発行所》，《発行年》）
〔最終加除：《最終加除年数》〕。

(例) 行政訴訟実務研究会『行政訴訟の実務』619頁〔櫻井敬子〕（第一法規，2004）〔最終加除：2010〕。

(2) 論文集

- 記念論文集については、以下の通り記載してください。なお、献呈名を表記するにあたっては、「先生」などの敬称は省略し、「還暦記念論文集」を「還暦」と示すなどの方法によってください。

《執筆者名》「《論文集》」《献呈名》『《書名》』《開始頁》，《該当頁》（《発行所》，《発行年》）〔《所収文献》所収〕〔初出《初出文献の発行年》〕。

(例) 中山充「環境権論の意義と今後の展開」淡路剛久＝阿部泰隆還暦『環境法学の挑戦』45頁，46頁（日本評論社，2002）。

(例) 小林充「少年保護事件の抗告理由と決定への影響」田宮裕追悼『田宮裕博士追悼論集（上）』545頁，547頁（信山社，2001）。

(例) 金子宏「行政手続と自己負罪の特権——租税手続を中心とするアメリカの判例法理の検討——」国家学会百年記念『国家と市民（1）公法』105頁（有斐閣，1987）〔同『所得概念の研究』306頁（有斐閣，1995）所収〕。

以前に引用した同一論文集内の他の論文を引用する際は、以下の通り記載してください。

(例) 26) 藤田友敬「新会社法における株式買取請求権制度」江頭憲治郎還暦『企業法の理論（上）』261頁，292-293頁（商事法務，2007）。

119) 笠原武朗「全部取得条項付種類株式制度の利用の限界」江頭還暦・前掲注 26)233頁，52-253頁。

- その他の論文集については、以下の通り記載してください。ただし、「編」のほか「編集代表」「監修」などはもとの書籍に従ってください。執筆者と編者が同一人物の場合は編者名を省略します。なお、再引用の際は、「編集代表」を「編代」と記載してください。

《執筆者名》「《論文集》」《編者名》編『《書名》（《版表示》）』《開始頁》，《該当頁》（《発行所》，《発行年》）〔《所収文献》所収〕〔初出《初出文献の発行年》〕。

(例) 22) 三田村秀雄「AEDの市民使用に関わる問題」樋口範雄＝岩田太編『生命倫理と法Ⅱ』55頁, 58頁(弘文堂, 2007)。
39) 三田村・前掲注22)61頁。

(例) 平野竜一「現代における刑法の機能」『岩波講座・現代法(11)現代法と刑罰』9頁(岩波書店, 1965)。

- 引用論文が雑誌等に掲載された後に論文集に所収されたものである場合には、雑誌等に掲載された年も初出として明記してください。

(例) 米倉明「非典型担保における倒産法上の問題点」『担保法の研究』105頁(新青出版, 1997)〔初出1978-1979〕。

- 以前に引用した同一論文集内の他の論文を引用する際は、以下の通り記載してください。

《執筆者名》「《論文名》」《編者の姓》編・前掲注○)《開始頁》,《該当頁》。

(例) 伊藤進「抵当権の学理上の課題」椿編・前掲注92)191頁, 191頁。

(3) 注釈書等

- 注釈書等については、最初の引用、再引用ではそれぞれ以下の通り記載してください。ただし、「編」のほか「編集代表」「監修」などはもとの書籍に従ってください。また、監修者と編者が両方いる場合については、監修者の方を優先して記載してください。なお、再引用の際は、「編集代表」を「編代」と記載してください。

《編者名》編『《書名》』《該当頁》〔《執筆者名》〕(《発行所》,《発行年》)。

《編者の姓》編・前掲注○)《該当頁》〔《執筆者名》〕。

(例) 24) 上柳克郎ほか編集代表『新版注釈会社法(5)株式会社の機関(1)』336頁〔岩原紳作〕(有斐閣, 1988)。

28) 上柳ほか編代・前掲注24)352頁〔岩原紳作〕。

(4) 翻訳書

- 翻訳書については、最初の引用、再引用ではそれぞれ以下の通り記載してください。原著者名の表記は原則として翻訳書に記載されているものに従ってください。

《原著者名》(《訳者名》訳)『《書名》(《版表示》)』《該当頁》(《発行所》,《発行年》)。

《原著者の姓》(《訳者の姓》訳)・前掲注○)《該当頁》。

(例) 23) H・ミッターイス＝H・リーベリッヒ(世良晃志郎訳)『ドイツ法制史概説(改訂版)』391頁(創文社, 1971)。

24) ミッターイス＝リーベリッヒ(世良訳)・前掲注23)396頁。

(5) 電子書籍

- 原則として、電子書籍を利用した場合であっても、紙媒体の文献から引用してください。紙媒体の文献が存在しない場合や、紙媒体の文献の入手が著しく困難な場合に限り、電子書籍からの引用を可とします。やむを得ず電子書籍を引用する場合は、引用の末尾に(ebook)と利用サービス名(例: Kindle や Kobo など)を付してください(ハイフンは半角)。

《執筆者名》『《書名》(《版表示》)』《該当頁》(《発行者》,《発行年》)(ebook-《利用サービス名》)。

- 電子書籍がロケーション番号を使用している場合は、ページ番号を記載せず、以下のように記載してください。表示端末によってロケーション番号にズレが生じうるため、第三者が引用箇所を特定できるよう該当箇所の冒頭と末尾を抜き書きしてください。

《執筆者名》『《書名》(《版表示》)』loc.《該当ロケーション番号》(《発行者》,《発行年》)(ebook) (「《該当箇所の冒頭》...《該当箇所の末尾》」)。

5 新聞記事

- 新聞記事を引用する場合、以下の通り記載してください。新聞名については、朝夕刊の区別と版も記載してください。セクション名については、通常は必要ないと思われませんが、日曜版などで新聞が複数にわたる場合は、必ず記載してください。

《執筆者名（署名入りの場合）》「《記事名》」《新聞名》《朝夕刊の区別》《版》《発行年月日》, 《セクション名》《該当面》。

(例) 「△社の〇〇を発表」朝日新聞朝刊東京本社版 2007 年 10 月 5 日, 5 面。

- Web 上の速報版等の新聞記事は、後記の「8 Web 上の資料」に従って記載してください。

6 政策文書

- 官庁や会議体、業界団体などが作成する政策に関する文書については、以下の通り記載してください。

《発行体・会議体》「《文書名》」《該当頁》《公表年月日》。

(例) 金融庁「平成 20 年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」35 頁 (2008 年 12 月 2 日)。

(例) 税制調査会「平成 21 年度の税制改正に関する答申」16 頁 (2008 年 10 月)。

(例) 日弁連「新たな在留管理制度の導入に伴う政令・省令改正案等に関する意見書」7 頁 (2011 年 11 月 25 日)。

7 審議会等の資料

- 審議会等の議事録や審議会等に提出された資料、中間試案や要綱等審議会等が取りまとめた資料については、以下の通りに記載してください。議事録等で発言者が分かるものについては、以下のよう記してください。

《発行体・会議体》「《文書名》」《該当頁》〔《発言者名》発言〕《会議日》。

- 審議会等の資料を Web 上から引用する場合は、後述する「8 Web 上の資料」の指示にかかわらず、以下の通りに記載してください。

《発行体・会議体》「《文書名》」《該当頁》〔《発言者名》発言〕《会議日》(URL)。

(例) 法制審議会民法（相続関係）部会「第 6 回会議議事録」4 頁〔沖野眞巳発言〕(平成 27 年 10 月 20 日) (<http://www.moj.go.jp/content/001178098.pdf>)。

(例) 法制審議会民法（相続関係）部会「部会資料 6 配偶者の居住権を法律上保護するための方策等」3 頁 (平成 27 年 10 月 20 日) (<http://www.moj.go.jp/content/001162550.pdf>)。

(例) 法制審議会国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する中間試案」8 頁 (平成 27 年 2 月 27 日) (<http://www.moj.go.jp/content/001141605.pdf>)。

(例) 法務省民事局参事官室「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する中間試案の補足説明」(平成 27 年 3 月) (<http://www.moj.go.jp/content/001141607.pdf>)。

8 Web 上の資料

- Web 上のホームページ、Web 上で公開されている文献など、Web 上の資料については、情報の追加や変更が行われる可能性がありますので、できるだけ引用を避けてください。やむをえず引用する場合は、以下の方式としてください（リンクの後は半角カンマ、半角スペースを挿入）。引用先が論文ないしこれに準ずる文書である場合については、その URL および最終閲覧日を記載するほか、論文の引用方法を参考にしてください。引用先がそれ以外の文書である場合については、URL および最終閲覧日を記

載してください。いずれの文書においても、該当頁は、PDF ファイル版があるなど、環境によらず頁数が固定されている場合にのみ記してください。

《執筆者・発行体等》「《文書名》」《該当頁》（公表年月日）（URL, 最終閲覧日）。

- (例) 金融庁「空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長に関する内閣府令・告示の公布について」(2011年10月31日) (<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111031-2.html>, 2011年12月1日最終閲覧)。
- (例) 鳥海美朗「大阪ダブル選 橋下氏の原発政策問う産経」MSN産経ニュース(2011年12月5日) (<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/111205/lcl11120507220001-n1.htm>, 2011年12月6日最終閲覧)。

法令の略称：省略

公式判例集の略称

大審院時代

大審院民事判決録	民録
大審院刑事判決録	刑録
大審院民事判例集	民集
大審院刑事判例集	刑集
行政裁判所判決録	行録

最高裁判所時代

最高裁判所民事判例集	民集
最高裁判所刑事判例集	刑集
最高裁判所裁判集民事	裁判集民
最高裁判所裁判集刑事	裁判集刑
高等裁判所民事判例集	高民集
高等裁判所刑事判例集	高刑集
下級裁判所民事裁判例集	下民集
下級裁判所刑事裁判例集	下刑集
刑事裁判月報	刑月
家庭裁判所月報	家月
行政事件裁判例集	行裁例集
裁判所時報	裁時

刊行物の略称

金融・商事判例	金判
金融法務事情 (旧「旬刊金融法務事情」)	金法
銀行法務 21	銀法
警察研究	警研
交通事故民事裁判例集	交民
公法研究	公法
国家学会雑誌	国家

最高裁判所判例解説	最判解
自治研究	自治
司法研修所論集	司研
私法判例リマークス	リマークス
自由と正義	自正
ジュリスト	ジュリ
旬刊商事法務	商事
訟務月報	訟月
判例時報	判時
判例タイムズ	判タ
判例地方自治	判自
判例評論 ¹	判評 ¹
法学教室	法教
法学協会雑誌	法協
法学論叢	論叢
法律時報	法時
法学セミナー	法セ
法曹時報	曹時
法律新聞	新聞
法律のひろば	ひろば
民商法雑誌	民商
民事訴訟雑誌	民訴雑誌
労働判例	労判
論究ジュリスト	論ジュリ

※この表に記載のない刊行物であっても、初出箇所において略称を示す場合には、2回目以降は略称を用いても構いません。

¹ 判例評論は次のように引用してください（I3(2)参照）。

大塚龍児「判批」判評 368号（判時 1318号）53頁，55-56頁（1989）。

II. 英語文献の引用方法

※文献引用の形式については以下の例を参考にして、同一論稿の中で統一してください。

1 基本ルール

- 本文における記述が、出典元からそのまま抜き出して引用したものではないが、出典元の記述から推論することのできるものである場合には、出典表示の冒頭にイタリック体の「*See*」を付してください。出典元の記述をそのまま抜き出して引用する場合には、出典表示の冒頭には「*See*」を付さないでください。
- 以下、各項目で小型英大文字（スモールキャピタル）のフォントの使用が指定されている場合には、その個所を小型英大文字で記載してください。
- 序数は 1st, 2d, 3d, 4th, ... と表記してください（2nd, 3rd ではありません）。
- 執筆者名は、出典元における表記に従い、フルネームで表示してください（Jr. や the Third などの表示も含めるものとします）。ただし、Dr. や Prof. などの肩書きは含めないものとします。
- 複数の執筆者がいる場合には、2 名の場合は「&」でつなぎ、3 名以上の場合は先頭 1 名のみ表示し他の執筆者は「et al.」と表示してください。
 - （例）A. LEO LEVIN & MEYER KRAMER, NEW PROVISIONS IN THE KETUBAH: A LEGAL OPINION 3-4 (1955).
 - （例）A. LEO LEVIN ET AL., DISPUTE RESOLUTION DEVICES IN A DEMOCRATIC SOCIETY 77 (1985).
- 出典元の文献の特定の部分を参照した場合には、下記において文献の種類ごとに説明するところに従い、該当頁を表示してください。該当頁が複数頁にわたる場合には、該当頁のうちの最初の頁数と最後の頁数とを半角ハイフンを用いてつないでください。最後の頁の頁数のうち、百の位以上の桁が最初の頁と同一である場合には、最後の頁の頁数の当該桁は省略してください。特定の参照部分がない場合、または文献の名称のみを示す場合には、該当頁の表示は省略して差支えありません。
 - （例）Michael I. Swygert & Jon W. Bruce, *The Historical Origins, Founding, and Early Development of Student-Edited Law Reviews*, 36 HASTINGS L.J. 739, 742-50 (1985).
 - （例）Dexter Samida, Comment, *The Value of Law Review Membership*, 71 U. CHI. L. REV. 1721, 172124 (2004).
 - （例）Daniel H. Foote, *Beikoku rō sukūru no uchigawa: kyōin no gakureki/shokureki tō no tōkei bunseki wo tsūjite [An Inside View of U.S. Law Schools: Based on a Statistical Analysis of the Academic and Occupational Backgrounds of Faculty Members]*, 121 HŌGAKU KYŌKAI ZASSHI 1285, 1285-301.
- 引用する書籍が複数の巻からなり、そのうち特定の巻のみを引用する場合には、引用部分の著者が書籍全体の編著者と同一である場合には、執筆者名の直前に、そうでない場合には、書籍名の直前に、それぞれ引用する巻の巻数を冒頭に付してください。巻数はアラビア数字で表記してください。
- book[s]は bk[s]., chapter[s]は ch[s]., part[s]は pt[s]. というように、それぞれ省略表記してください。
- 出典元の文献の特定の連続する 2 部を引用する場合には、該当部のうちの 1 つ目の部数と 2 つ目の部数とを「&」でつないでください。「&」の前後に半角スペースが入るので注意してください。
 - （例）PIERRE ROSANVALLON, COUNTER-DEMOCRACY pts.1 & 2 (2008).
- セクション記号 (§) が付されている文献のうち特定のセクションを引用する場合には、「§」に続けてセクション番号を表示してください。「§」の前後に半角スペースが入るので注意してください。
 - （例）LAURENCE H. TRIBE, AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW § 15-4, at 1314, § 15-6, at 1320 (2d ed.1988).
- 段落記号 (¶) が付されている文献のうち特定の段落を引用する場合には、「¶」に続けて段落番号を表示してください。「¶」の前後に半角スペースが入るので注意してください。段落分けはなされているが段落記号 (¶) が付されていない文献の場合には、「para.」に続けて段落番号を表示し、段落記号 (¶) は用いないでください。
 - （例）6 JAMES WM. MOORE ET AL., MOORE'S FEDERAL PRACTICE ¶ 56.07 (3d ed. 1997).
 - （例）THE DECLARATION OF INDEPENDENCE para. 2 (U.S. 1776).

- 出典元の文献の特定の文言に強調処理を付す場合には、原則として、当該文言をイタリック体にした上で、引用情報の末尾に「(emphasis added)」と付記してください。

(例) Chief Judge Skelly Wright noted Congress’s “*firm resolve* to insure that the CIA’s ‘power that flows from money and stealth’ could not be turned loose in domestic investigations of Americans.” *Marks v. CIA*, 590 F.2d 997, 1008 (D.C. Cir. 1978) (Wright, C.J., concurring in part and dissenting in part) (emphasis added) (quoting *Weissman v. CIA*, 565 F.2d 692, 695 (D.C. Cir. 1977)).
- 本文における記述が、出典元の記述と同趣旨ではないものの、出典元の記述と類似する趣旨のものである場合には、出典表示の冒頭にイタリック体の「*Cf.*」を付してください（文中では「*cf.*」としてください）。
- 出典元のタイトルに略称を付す場合には、初回の引用の後に

[hereinafter 《タイトルの略称》]

 と付記してください。

(例) *Proposed Amendments to the Federal Rules of Criminal Procedure: Hearings Before the Subcomm. on Criminal Justice of the H. Comm on the Judiciary*, 95th Cong. 92-93 (1977) [hereinafter *Hearings*] (testimony of Prof. Wayne LaFave).
- 連続して同一の出典を引用する場合には、イタリック体の「*Id.*」を用いてください（文中では「*id.*」としてください）。この場合において、前の引用と異なるセクションまたは頁を引用するときは、*Id.*の後に当該セクションまたは頁を表示し、前の引用と同じセクションまたは頁を引用するときは、単に *Id.* と表示してください。

(例) 1) *Chalfin v. Specter*, 233 A. 2d 562, 562 (Pa. 1967).
 2) *Id.* at 563.

(例) 8) FLEMING JAMES, JR. & GEOFFREY C. HAZARD, JR., *CIVIL PROCEDURE* §§ 1.3-.5 (3d ed. 1985).
 9) *See id.* § 1.7.
- 前出の注において引用した出典を再度引用する場合（*Id.*を用いるべき場合を除く）には、イタリック体の「*supra*」を用いてください。この場合において、前の引用と異なるセクションまたは頁を引用するときは、

《執筆者の姓 (last name)》, *supra* note 《初出の注番号》, 《該当セクション》.

 または、

《執筆者の姓 (last name)》, *supra* note 《初出の注番号》, at 《該当頁》.

 と表示し、前の引用と同じセクションまたは頁を引用するときは、

《執筆者の姓 (last name)》, *supra* note 《初出の注番号》.

 と表示してください。

(例) 8) FLEMING JAMES, JR. & GEOFFREY C. HAZARD, JR., *CIVIL PROCEDURE* §§ 1.3-.5 (3d ed. 1985). 16) JAMES & HAZARD, *supra* note 8, § 1.5.

(例) 18) *See* ROBERT B. REICH, TOWARD A NEW CONSUMER PROTECTION, 128 U. PA. L. REV. 1 (1979); Note, Direct Lon Financing of Consumer Purchases, 85 HARV. L. REV. 1409, 1415-17 (1972); *see also* *Chalfin v. Specter*, 233 A.2d 562 (Pa. 1967). 27) REICH, *supra* note 18, at 6.
- 初出の箇所と同一の脚注内において同一の出典を引用する場合には、初出の箇所と連続して引用するとき（すなわち *Id.* を用いるとき）を除き、

《執筆者の姓 (last name)》, *op. cit.*, at 《該当頁》.

 と表示してください。
- 論稿中に前出している情報を参照するときは、イタリック体の *supra* に続けて、参照すべき箇所を表示してください。参照すべき箇所は、章番号、脚注番号、頁などによって特定することができます（「脚注番号〇〇に対応する本文」という特定も可能です）。脚注番号によって特定する場合には、*note* の後に脚注番号を続け、頁によって特定する場合には、*pp.*の後に頁番号を続けてください。

- (例) *See supra* text accompanying notes 305-307.
- (例) *See supra* notes 12-15, 92-97 and accompanying text.
- (例) *See cases cited supra* note 22.
- (例) *See supra* Part IV.A-B.

- 論稿中に後出する情報を参照するときは、イタリック体の「*infra*」に続けて、参照すべき箇所を表示してください。参照すべき箇所は、章番号、脚注番号、頁などによって特定することができます（「脚注番号〇〇に対応する本文」という特定も可能です）。脚注番号によって特定する場合には、**note** の後に脚注番号を続け、頁によって特定する場合には、**p.**または**pp.**の後に頁番号を続けてください。

- (例) *See infra* pp. 106-07.
- (例) *See discussion infra* Parts II.B.2, III.C.1.
- (例) *See infra* p. 50 and note 100.

- 下記以外の英語の刊行物、裁判例、決議等を引用する場合は一般的な表示方法に従ってください。

2 米国裁判例

- 米国連邦最高裁以外の裁判所の判決を引用する場合には、以下の方法に従ってください。その際、事件名は出典元の判例集の冒頭に記されている表記に、この項目に従った修正を施したものとしてください。また、判例集名の略称および管轄裁判所名の略称は一般的な表記を用いてください。

《事件名》, 《判例集の巻数》 《判例集名の略称》 《開始頁》, 《該当頁》 (《管轄裁判所名の略称》 《判決年》).

- (例) *Securities and Exchange Commission v. Yun*, 327 F.3d 1263 (11th Cir. 2003).
- (例) *United States v. MacDonald*, 531 F.2d 196, 199-200 (4th Cir. 1976).
- (例) *Roe v. Wade*, 314 F. Supp. 1217 (N.D.Tex.1970).
- (例) *Unocal Corp. v. Mesa Petroleum Co.*, 493 A.2d 946 (Del. 1985).
- (例) *Lee v. Perez*, 120 S.W.3d 463 (Tex. App.-14th 2003).

- 米国連邦最高裁判決を引用する場合には、管轄裁判所名を省略し、原則として合衆国判例集 (U.S. Reports) から引用してください。

《事件名》, 《判例集の巻数》 《判例集名の略称》 《開始頁》, 《該当頁》 (《判決年》).

- (例) *Brown v. Board of Education*, 347 U.S. 483 (1954).
- (例) *Meritor Sav. Bank v. Vinson*, 477 U.S. 57, 60 (1986).

- 原告または被告が複数の場合には、事件名中の当事者の表記に際しては、原被告それぞれの先頭1名のみを表示してください。

- (好ましくない例) *Fry v. Mayor & City Council of Sierra Vista*
- (好ましい例) *Fry v. Mayor of Sierra Vista*

- 対物訴訟 (in rem jurisdiction case) では、イタリック体の「*In re*」に続けて先頭の訴訟対象のみを記してください。

- (例) *In re Estate of Brown*, 528 A.2d 752 (Vt. 1987).

- 出典元における事件名が手続的用語 (procedural phrases) を含んでいる場合、それが先頭にある場合は残し、そうでない場合は削除してください。また両当事者が事件名に現れている場合は、「*ex rel.*」以外の手続的用語は削除してください。これら手続的用語を記す際には、イタリック体にししてください。

- (例) *In re Union Carbide Corp. Gas Plant Disaster at Bhopal, India in Dec., 1984*, 809 F.2d 195 (2d Cir. 1987).
- (例) *Missouri ex rel. Gaines v. Canada*, 305 U.S. 337 (1938).

- 米国の各州裁判所の最上級審の判決を引用する場合には、管轄裁判所名は原則として州名のみによって表示してください。

- (好ましくない例) *People v. Armour*, 590 N.W.2d 61 (Mich. Sup. Ct. 1999).
- (好ましい例) *People v. Armour*, 590 N.W.2d 61 (Mich. 1999).

3 英国裁判例

- 英国の裁判例は、ニュートラル・サイテーション方式で引用してください。裁判所名及び判例集名の略称は一般的な略称を用いて表記してください。

《当事者名》 [《判決年》] 《裁判所名の略称》 《事件番号》 ([《発行年》] 《巻数》 《判例集名略称》 《掲載開始頁》) .

(例) Brake and another v. Chedington Court Estate Ltd [2021] UKSC 10.

(例) Grobbelaar v. News Group Newspapers Ltd and another [2002] UKHL 40.

(例) Canada Square Operations Ltd v. Potter [2021] EWCA 339.

- ニュートラル・サイテーション方式による表示が採られていない裁判例を引用する場合は、以下の方法で引用してください。

《事件名》 [《発行年》] 《巻数》 《判例集名略称》 (《シリーズ名》) 《掲載開始頁》 《管轄裁判所名略称》 .

(例) Oppenheimer v. Cattermole [1976] AC 249 (HL).

(例) MacLaine Watson v. Department of Trade & Industry [1988] 3 WLR 1033.

- 当事者が国の場合は「R」と表記してください。

(例) R v. Bow Street Metropolitan Stipendiary, ex parte Pinochet Ugarte (No.3) [2000] 1 AC 147 (HL).

(例) R v. Director General of the Independent Office for Police Conduct and others [2020] UKSC 208.

4 英語定期刊行物

- 英語雑誌に収録された記事および論文を引用する場合には、以下の方法に従ってください。

《執筆者名》, 《記事タイトル》, 《号数または号表示》 《収録雑誌名の略称》 《開始頁》, 《該当頁》 (《刊行年》).

(例) Cynthia S. LaFave, *Search and Seizure Incident to Lawful Arrest*, 155 HARV. L. REV. 1091, 1102 (1999).

(例) Dan Ariely et al., *Doing Good or Doing Well? Image Motivation and Monetary Incentives in Behaving Prosocially*, 99(1) AMERICAN ECONOMIC REVIEW 544 (2009).

- 記事および論文のタイトルはイタリック体にしてください。ただし、記事および論文のタイトルの中にイタリック体による表記が含まれる場合には、当該イタリック体の部分は正体 (roman types) にしてください。
- 収録雑誌名の略称のフォントは小型英大文字 (スモールキャピタル) にしてください (Word の「フォント」機能から「文字飾り」を選択し、「小型英大文字」のボックスにチェックを入れてください)。収録雑誌名は、一般的な略称を用いて表記してください。
- 収録雑誌の号表示が年月日によって行われているなど、刊行年が自明である場合には、末尾の刊行年の表記を省略することができます。その場合には、以下の方法に従ってください。

《執筆者名》, 《記事タイトル》, 《収録雑誌名の略称》, 《発行年月日》, at 《開始頁》, 《該当頁》 .

(例) Robert J. Samuelson, *A Slow Fix for the Banks*, NEWSWEEK, Feb. 18, 1991, at 55.

英語新聞に掲載された署名記事を引用する場合には、以下の方法に従ってください。

《執筆者名》, 《見出し》, 《掲載新聞名の略称》, 《発行年月日》, at 《掲載面》 .

(例) Seth Mydans, *Los Angeles Police Chief Removed for 60 Days in Inquiry on Beating*, N.Y. TIMES, Apr. 5, 1991, at A1.

- 記事の見出しはイタリック体にしてください。ただし、記事の見出しの中にイタリック体による表記が含まれる場合には、当該イタリック体の部分は正体 (roman types) にしてください。
- 掲載新聞名の略称のフォントは小型英大文字 (スモールキャピタル) にしてください (Word の「フォント」機能から「文字飾り」を選択し、「小型英大文字」のボックスにチェックを入れてください)。

- 掲載新聞名は、一般的な略称を用いて表記してください。

5 英語書籍

(1) 書籍一般

- 英語書籍を引用する場合には、版の表示の有無に応じて、以下の方法に従ってください。

《執筆者名》, 《書名》《該当頁》(《刊行年》).

《執筆者名》, 《書名》《該当頁》(《版表示》 ed. 《引用する版の刊行年》).

(例) HAROLD W. FUSON, JR., TELLING IT ALL: A LEGAL GUIDE TO THE EXERCISE OF FREE SPEECH 57-58 (1995).

(例) FLEMING JAMES, JR. ET AL., CIVIL PROCEDURE § 2.3 (4th ed. 1992).

(例) RICHARD H. FALLON, JR. ET AL., HART AND WECHSLER'S THE FEDERAL COURTS AND THE FEDERAL SYSTEM 330 (5th ed. 2003).

- 執筆者名および書名のフォントは小型英大文字（スモールキャピタル）にしてください（Wordの「フォント」機能から「文字飾り」を選択し、「小型英大文字」のボックスにチェックを入れてください）。
- 引用する書籍が複数の巻からなり、そのうち特定の巻のみを引用する場合には、執筆者名は引用する巻の執筆者のもののみを表示してください。
- 書名のサブタイトルは、特に必要がある場合を除き、省略してください。
- 引用する書籍が複数の巻からなり、そのうち特定の巻のみを引用する場合には、引用する巻の巻数を冒頭に付してください。

(例) 4 CHARLES ALAN WRIGHT & ARTHUR R. MILLER, FEDERAL PRACTICE AND PROCEDURE § 1006 (2d ed. 1987).

- 書籍の版を表示する場合には、序数は1st, 2d, 3d, 4th, ...と表記します（2nd, 3rdではありません）。
- 書籍の編者を表示する場合には、ed.を用いて

《執筆者名》, 《書名》《該当頁》(《編者名》 ed., 《刊行年》).

と表示してください（編者が複数のときにはeds.となります）。特定の執筆者が存在しない場合には、執筆者名を省略してください。版（edition）と編者（editor）の略称が、同じed.になることに注意してください。

(例) THE CRIME DROP IN AMERICA (Alfred Blumstein & Joel Wallman eds., 2000).

(例) ETHICS OF CONSUMPTION: THE GOOD LIFE, JUSTICE, AND GLOBAL STEWARDSHIP 118-19 (David A. Crocker & Toby Linden eds., 1998).

- 書籍の訳者を表示する場合には、trans.を用いて

《執筆者名》, 《書名》《該当頁》(《訳者名》 trans., 《訳年》)(《刊行年》).

と表示してください。

(例) MICHEL FOUCAULT, DISCIPLINE AND PUNISH 30-31 (Alan Sheridan trans., Vintage Books 2d ed. 1995) (1977).

- 原書と翻訳書を併記する場合には、以下の通り記載してください。

《執筆者名》, 《書名》《該当頁》(《刊行年》) [日本語訳:《日本語著者名》(《訳者名》訳)『《日本語タイトル》』《該当頁》(出版社, 出版年)].

(例) THOMAS C. SCHELLING, THE STRATEGY OF CONFLICT 56 (1960) [日本語訳: トーマス・シェリング (河野勝監訳)『紛争の戦略——ゲーム理論のエッセンス』60頁 (勁草書房, 2008)].

- 編者および訳者は、出典元における表示に従い、フルネームで表示してください。編者名および訳者名のフォントは、執筆者名と異なり、正体（roman types）にしてください。
- 発行所名は、複数の発行元が存在するなど特定のために必要がある場合に限り、

《執筆者名》, 《書名》《該当頁》(《版表示》 ed. 《発行所》《引用する版の刊行年》).

という形式で表示してください。

(例) Charles Dickens, *Bleak House* 49-55 (Norman Page ed., Penguin Books 1971) (1853).

- 書籍の編者および訳者を併記し、発行元を特定する場合は、以下のような表示になります。

(例) KARL MARX & FRIEDRICH ENGELS, *THE COMMUNIST MANIFESTO* (Joseph Katz ed., Samuel Moore trans. Washington Square Press 1964) (1848).

(2) 電子書籍

- 原則として、電子書籍を利用した場合であっても、紙媒体の文献から引用してください。紙媒体の文献が存在しない場合や、紙媒体の文献の入手が著しく困難な場合に限り、電子書籍からの引用を可とします。やむを得ず電子書籍を引用する場合は、引用の末尾に (ebook) と利用サービス名 (例: Kindle や Kobo など) を付してください (ハイフンは半角)。

《執筆者名》, 《書名》《該当頁》 (《発行年》) (ebook-《利用サービス名》).

- 電子書籍がロケーション番号を使用している場合は、ページ番号を記載せず、以下のように記載してください。表示端末によってロケーション番号にズレが生じうるため、第三者が引用箇所を特定できるよう該当箇所の冒頭と末尾を抜き書きしてください。

《執筆者名》, 《書名》 loc. 《該当ロケーション番号》 (《発行年》) (ebook) (“《該当箇所の冒頭》 ... 《該当箇所の末尾》”).

6 英語論文集等

- 論文集などの単行本に収録された論文を引用する場合には、以下の方法に従ってください。

《執筆者名》《論文名》, in 《論文集名》《開始頁》, 《該当頁》 (《編者》 ed(s)., 《刊行年》).

(例) Owen Fiss, *Why the State?*, in *DEMOCRACY AND THE MASS MEDIA* 136, 148-149 (Judith Lichtenberg ed., 1990).

- 論文名はイタリック体にしてください。ただし、論文名の中にイタリック体による表記が含まれる場合には、当該イタリック体の部分は正体 (roman types) にしてください。
- 論文集などの単行本の書名のフォントは小型英大文字 (スモールキャピタル) にしてください (Word の「フォント」機能から「文字飾り」を選択し、「小型英大文字」のボックスにチェックを入れてください)。
- ある書籍から既に論文 A を引用している場合において、同一の書籍から別の論文 B を引用するときには、以下の方法に従ってください。

《執筆者名》《論文名》, in 《論文集名》, *supra* note 《初出の注番号》, at 《開始頁》, 《該当頁》.

(例) 2) Owen Fiss, *Why the State?*, in *DEMOCRACY AND THE MASS MEDIA* 136, 148-149 (Judith Lichtenberg ed., 1990).

5) Stephen Holmes, *Liberal Constraints on Private Power?: Reflections on the Origins and Rationale of Access Regulation*, in *DEMOCRACY AND THE MASS MEDIA*, *supra* note 2, at 21, 64.

7 国際機関における裁判例等

- 国際司法裁判所 (ICJ) の判決等 (判決, 勧告的意見, 命令) を引用する場合には、以下の表記が基本形になります。

《事件名》 (《当事者名》), 《判例集の巻数》 《判例集名の略称》 《開始頁》, 《該当頁》 (《判決月日》).

(例) *Military and Paramilitary Activities* (Nicar. v. U.S.), 1986 I.C.J. 14, 181 (June 27).

- 事件名や当事者の表記は、判例集のタイトルにおける記載など、一般的な簡略表記を用いてください。国名については、一般的な略称を用いてください。

- 当事者が存在しない場合、または判例集の冒頭に当事者の表示がない場合には、当事者名の表記を省略してください。
- 国際司法裁判所の判決等は、原則として ICJ Reports (*Report of Judgments, Advisory Opinions and Orders*) から引用してください (略称は I.C.J. です)。
- 判決日の表記は、月および日のみ記載し、年は記載しないでください。
- 国際司法裁判所の勧告的意見 (Advisory Opinion) を引用する場合には、以下の例に倣ってください。
 - (例) Interpretation of Peace Treaties with Bulgaria, Hungary and Romania, Advisory Opinion, 1950 I.C.J. 65 (Mar 30).
 - (例) Reservations to Convention on Prevention and Punishment of Crime of Genocide, Advisory Opinion, 1951 I.C.J. 15 (May 28).
- 国際司法裁判所の仮保全措置 (Interim Protection Order) を引用する場合には、以下の例に倣ってください。
 - (例) Fisheries Jurisdiction (U.K. v. Ice.), 1972 I.C.J. 12 (Interim Protection Order of Aug. 17).
 - (例) Aegean Sea Continental Shelf, 1976 I.C.J. 3 (Interim Protection Order of Sep. 11).
- 常設国際司法裁判所 (PCIJ) の判決等 (判決, 勧告的意見, 命令) を引用する場合には、以下の表記が基本形になります。

《事件名》 (《当事者名》), 《判例集の巻数》 《判例集名の略称》 《判決番号》 at 《該当頁》 (《判決月日》).

(例) Diversion of Water from Meuse (Neth. v. Belg.), 1937 P.C.I.J. (ser. A/B) No. 70, at 7 (June 28).

- 常設国際司法裁判所の判決等は、原則として PCIJ Series から引用してください (略称は P.C.I.J. です)。その際、A から F までのいずれの Series からの引用であることを明記してください。
 - (例) Polish Postal Service in Danzig, Advisory Opinion, 1925 P.C.I.J. (ser. B) No. 11, at 6 (Dec. 15).
- その他の点については、国際司法裁判所 (ICJ) に関する表記と同様とします。
- 国際海洋法裁判所 (ITLOS) の判決を引用する場合には、以下の方法に従ってください。

《事件名》 (《当事者名》), 《判例集の巻数》 《判例集名の略称》 《開始頁》, 《該当頁》 (《判決年》).

(例) The M/V "SAIGA" (No. 2) Case (Saint Vincent and the Grenadines v. Guinea), 38 ILM 1323 (1999).

欧州司法裁判所 (European Court of Justice) の判決等のうち、紙媒体の公式判例集 (Report of Cases Before the Court of Justice of the European Communities または Report of Cases Before the Court of Justice and the Court of First Instance (略称は共に E.C.R. です)) がある場合は、原則として紙媒体からの引用を優先してください。紙媒体から引用する場合は、以下の例に倣ってください。

《事件番号》, 《当事者名》, 《判例集刊行年》 《判例集名の略称》 《開始頁》, 《該当頁、段落》.

(例) Case T-198/98, Micro Leader Bus. v. Comm'n, 1999 E.C.R. II-3989.

(例) Case C-286/01, Comm'n v. France, Judgment of 13 June 2002, 2002 E.C.R. I-5463.

- 欧州司法裁判所の判決等のうち、電子媒体 (EUR-Lex または ECJ のホームページ) から引用する場合には、以下の例に倣ってください。

《事件番号》, 《当事者名》, 《ECLI:国コード:裁判所コード:判決年:判決順番》, 《段落番号》.

(例) Case C-62/14, Gauweiler v Deutsche Bundestag, ECLI:EU:C:2015:400.

(例) Case C-370/12, Pringle v Government of Ireland, ECLI:EU:C:2012:756, para.56.

(例) Case C-204/21 R., European Commission v Poland, Order of the Vice-President of 27 October 2021, ECLI:EU:C:2021:878.

- 欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights) の判決等は、原則として Reports of Judgments and Decisions of European Court of Human Rights (略称は Eur. Ct. H.R. です) から引用してください。その他

の判例集から引用する場合も、判例集の表記に一般的な略語を用いて構いません。判例集から引用する場合は、以下の例に倣ってください。

《事件名》, 《判決等の言渡し日》, 《掲載判例集の情報》 《開始頁》, 《該当頁》.

(例) Papon v. France (No. 2), Decision 15.11.2001, 2001-XII Eur. Ct. H.R. 235.

(例) Kostovski v. the Netherlands, 20 November 1989, Series A no. 166, para 40.

(例) Omojudi v. the UK, judgment of 24 November 2009, (2010) 51 EHRR 10, 29

- 欧州人権裁判所の判決等で、電子媒体（HUDOC: Human Rights Documentation）から引用する場合は、以下の例に倣ってください。

《事件名》, 《Application No.》, 《判決等の言渡し日》, 《該当頁、段落》.

(例) Abdülsamet Yaman v. Turkey, no. 32446/96, judgment of 2 November 2004, para. 1.

(例) Gerogia v. Russia (II), No.38263/08, judgment of 21 January 2021.

- 世界貿易機関（WTO）のパネル報告書を引用する場合には、以下の方法に従ってください。被提訴国の措置の表記はイタリック体にしてください。

Panel Report, 《被提訴国名》 — 《被提訴国の措置》, 《文書番号》 (《報告提出年月日》)

(例) Panel Report, United States — *Sections 301-310 of the Trade Act of 1974*, WT/DS152/R (Dec. 22, 1999).

- 世界貿易機関（WTO）の上級委員会報告書を引用する場合には、以下の方法に従ってください。被提訴国の措置の表記はイタリック体にしてください。特に必要のある場合に限り、イタリック体の *adopted* に続けて、末尾に報告採択日を表示することができます。

Appellate Body Report, 《被提訴国名》 — 《被提訴国の措置》, 《文書番号》 (《報告提出年月日》).

(例) Appellate Body Report, Brazil — *Export Financing Programme for Aircraft*, ¶ 19, WT/D46/AB/R (Aug. 2, 1999).

(例) Appellate Body Report, European Communities — *Measures Concerning Meat and Meat Products*, WT/DS26/AB/R, WT/DS48/AB/R (Jan. 16, 1998) (*adopted* Feb. 13, 1998).

- 国際仲裁判断を引用する場合には、以下の方法に従ってください。

《当事者名》, 《仲裁裁判集の巻数》 《仲裁裁判集名の略称》 《開始頁》, 《該当頁》 (《判決年》).

(例) Amoco Int'l Fin. Corp. v. Iran, 15 Iran-U.S. Cl. Trib. Rep. 189 (1987).

(例) Asian Agricultural Products Ltd. (AAPL) v. Republic of Sri Lanka, 4 ICSID (W. Bank) 246 (1990).

8 国際機関の決議等

- 国際連合の文書として引用されているものは、国際連合の文書を引用してください。
- 国際連合の文書を引用する場合には、以下の方法に従ってください。

UN Document, 《組織の記号》 (/ 《下位組織の記号》) / 《文書の性格》 / 《会期》 / 《文書番号》 (/ 《修正》) para(s). 《該当段落》, 《決議年月日》.

(例) UN Document, A/47/277 paras.28-30, 17 June 1992.

(例) UN Document, E/CN.4/Sub.2/AC.2/1987/WP.4/Add.1 para.2, 8 April 1987.

- 組織の記号、下位組織の記号、文書の性格の記号、原文書への修正の記号は、国際連合広報センターの示す文書記号に従ってください。例示のない記号については、一般的な記号を使用してください。

(参照) 国際連合広報センター「文書記号」

(https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/libraries/research_guide/research/symbols/, 2023年2月6日最終閲覧)

9 Web上の資料

- Web上のホームページ、Web上で公開されている文献など、Web上の資料の引用にあたっては、情報の追加や変更が行われる可能性に留意してください。もっとも、外国語文献の引用に際しては、アクセ

スの難易等の観点から Web 上の資料を引用することが適切であることも考えられるところであり、Web 上の資料の引用を禁止ないし制限する趣旨ではありません。Web 上の資料を引用する場合には、以下の方法に従ってください。

- 出典元が活字媒体の存在する文書等であり、当該文書等が Web サイト上にも掲載されている場合には、活字媒体の出典を表示した後に、イタリック体の「available at」に続けて、当該 Web サイトの URL 等の特定情報を表示することができます。ただし、当該 Web サイトが、当該文書等に実質的な変更を加えずに掲載している場合に限りです。
 - (例) *Justice Minister Calls for Solving Int'l Legal Conflicts*, JAPAN ECON. NEWSWIRE PLUS, Apr, 22, 1991, at 1, available at DIALOG, File No, 612.
 - (例) *Am. Mining Cong v. U.S. Army Corps of Eng'rs*, No. CIV.A. 93-1754 SSH (D.D.C. Jan. 23, 1997), available at <http://www.wetlands.com/fed/tulloch1.htm>.
 - (例) Marcel Kahan & Edward B. Rock, *Corporate Constitutionalism: Antitakeover Charter Provisions as Pre-Commitment*, 152 U. PA. L. REV. (forthcoming Dec. 2003), available at <http://ssrn.com/abstract=416605>.
- Web 上にのみ存在する論文を引用する場合には、以下の方法に従ってください。論文名はイタリック体にしてください（ただし、論文名の中にイタリック体による表記が含まれる場合には、当該イタリック体の部分は正体 (roman types) にしてください）。論文集などの単行本の書名のフォントは小型英大文字 (スモールキャピタル) にしてください (Word の「フォント」機能から「文字飾り」を選択し、「小型英大文字」のボックスにチェックを入れてください)。

《執筆者名》, 《論文名》, 《Web 雑誌名》, 《掲載年月日》, 《URL》

 - (例) Yonatan Lupu, *The Wiretap Act and Web Monitoring: A Breakthrough for Privacy Rights?*, 9 VA. J.L. & TECH. 3, ¶ 7 (2004), http://www.vjolt.net/vol9/issue1/v9i1_a03-Lupu.pdf.
 - (例) Douglas Gantenbein, *Mad Cows Come Home*, SLATE, Jan. 5, 2004, <http://slate.msn.com/id/2093396/index.html>.
- Web 上にのみ存在する資料 (論文を除く) を引用する場合には、以下の方法に従ってください。資料に付されているタイトルが冗長であるなど引用に適さない場合や、資料にタイトルが付されていない場合には、新たに適切なタイトルを付することができます。該当頁は、資料が頁番号の振られた pdf ファイルであるなど、頁の表記がブラウザを問わず不変である場合のみ表示してください。作成日付は、資料に明記されている場合のみ表示してください。

《執筆者名》, 《タイトル》, 《該当頁》 《作成日付》 《URL》, last visited 《最終閲覧日》

 - (例) Stanford Law School, Student Journals, <http://www.law.stanford.edu/publications/journals/>, last visited May 5, 2011.
 - (例) JusticeDaily.com, *Weird and Dumb International Laws*, <http://www.justicedaily.com/weird/part2.html>, last visited May 21, 2004.
 - (例) Archive of Columns by William Safire, <http://www.nytimes.com/top/opinion/editorialsandoped/oped/columnists/williamsafire/>, last visited Jan. 17, 2004.

Ⅲ. 仏語文献の引用方法

※文献引用の形式については以下の例を参考にして、同一論稿の中で統一してください。

1 基本ルール

- 著者名は、直立体とし、姓のみを小型英大文字（スモールキャピタル）として表記してください（Wordの「フォント」機能から「文字飾り」を選択し、「小型英大文字」のボックスにチェックを入れてください）。
- 複数の執筆者がいる場合には、2名の場合は「et」でつなぎ、3名以上の場合は先頭1名のみ表示し他の執筆者は「et al.」と表示してください。
- 書籍名および雑誌名は、イタリック体としてください。
- 略語については、慣行に従ってください。
- 必要に応じ、文献の引用箇所を、頁数に代えて欄外に付された項目番号（n^{o(s)}）で表示してもよいものとします。
- 文献を再度引用する場合は、以下の通り記載してください。

《著者名》, supra note 《注番号》, 《頁》.

(例) CARBONNIER, supra note 1, p. 50.

2 裁判例

- 判例集掲載の判決については、以下の通り記載してください。

《裁判所名の略称》, 《判決年月日》, 《収録雑誌》《年度》《部》《開始頁》, 《注釈》.

(例) Cass. civ. 1^{re}, 29 janv. 1974, D.1974. J. 345, note René SAVATIER.

3 仏語雑誌

- 以下の通り記載してください。

《執筆者名》, 《論文名》, 《雑誌名》, 《巻数》, 《刊行年》, 《開始頁》, 《該当頁》.

(例) Felix OLIVIER-MARTIN, Des divisions du louage en droit romain, *RHD* 15, 1936, pp. 419 et s.

4 仏語書籍

- 以下の通り記載してください。

《著者名》, 《書名》, 《巻数》, 《版》, 《刊行年》, 《該当頁》.

(例) Marcel PLANIOL, *Traité élémentaire de droit civil*, tome 1, 5^e éd., 1909, p. 59.

5 仏語論文集

- 以下の通り記載してください。

《執筆者名》, 《論文名》, 《論文集名》, 《刊行年》, 《開始頁》, 《該当頁》.

(例) Pierre RAYNAUD, La puissance paternelle et l'assistance éducative, *Mélanges offerts à René SAVATIER*, 1965, p. 807.

6 仏語博士論文

- 以下の通り記載してください。

《執筆者名》, 《論文名》, thèse 《大学名》, 《提出年》, 《該当頁》.

(例) René CASSIN, *De l'exception tirée de l'inexécution dans les rapports synallagmatiques*, thèse Paris, 1914.

IV. 独語文献の引用方法

※文献引用の形式については以下の例を参考にして、同一論稿の中で統一してください。

1 基本ルール

- 著者名は、イタリック体で表記してください。
- 共著の場合は、著者あるいは編者の姓を半角の/（スラッシュ）で区切ってください。
- 略語については、慣行に従ってください。
- 必要に応じ、文献の引用箇所を、頁数に代えて欄外に付された項目番号（Rdnr. / Rn. / Rz. など）で表示してもよいものとします。
- 文献を再度引用する場合は、以下の通り記載してください。

《著者名》, a.a.O. (Anm.またはFn. 《注番号》), 《頁》.

(例) Finger, a.a.O. (Anm.14), S. 554.

2 裁判例

- 判例集掲載の判決については、以下の通り記載してください。

《判例集の略称》《巻数》, 《判決の最初の頁》 [《該当頁》].

(例) BVerfGE 20, 162[165].

- 判決年月日まで特定する場合は、判例集の掲載箇所を示した後に年月日を加えてください。

《判例集の略称》《巻数》, 《判決の最初の頁》 [《該当頁》], 《裁判形式》, v. 《判決年月日》.

(例) BVerfGE 20, 162, Urt. v. 5. 8. 1966.

- 雑誌所収の判決については、以下の通り記載してください。複数の雑誌に掲載されている場合には、半角の=（イコール）でつなげてください。

《裁判所名の略称》, 《雑誌の略称》, 《巻数》, 《頁》.

(例) BGH, NJW 1991, 2905.

(例) BGHZ, 113, 287 = NJW 1991, 975.

- 判例集等に掲載されていないものについては、検索ができるように事件番号を付してください。雑誌に掲載されている判決である場合には、カンマに続いて雑誌の掲載箇所を表示してください。

《裁判所名の略称》, 《裁判形式》 v. 《判決年月日》 - 《事件番号》.

(例) BGH, Urt. v. 6. 6. 2007 - 2 StR 105/07.

(例) BGH, Urt. v. 19. 1. 1989 - IX ZR 124/88, WM 1989, 245, 246 = ZIP 1989, 219, 220.

3 独語雑誌

- 雑誌名については、略記してください。

《執筆者名》, 《誌名》, 《巻数または刊行年》, 《頁または項目番号》.

(例) Jescheck, Die Entschädigung des Verletzten nach deutschem Strafrecht, JZ 1958, S. 591.

(例) Herzberg, Die Problematik der „besonderen persönlichen Merkmale“ im Strafrecht, ZStW 88 (1976), S. 72.

4 独語書籍

- 以下の通り記載してください。

《著者名》, 《書名》, 《巻数》, 《版》, 《刊行年》, 《頁または項目番号》.

(例) Finger, Das Strafrecht, Bd. 1, 3. Aufl., 1912, S. 552.

(例) Jescheck, Strafrecht AT, 4 Aufl., 1988, S. 597.

- 書籍の内コンメンタール等，部分毎に執筆者が明示的に異なるものは，以下の通り記載してください。

《編者》 / 《当該部分執筆者》，《書名》，《巻数》，《版》，《刊行年》，《頁または項目番号》。

(例) Palandt/Heinrichs, München, 64. Aufl., 2005, § 242 Rn. 42.

5 独語論文集

- 以下の通り記載してください。

《著者》，《タイトル》，《献呈名または論文集名》，《刊行年》，《頁または項目番号》。

(例) *Schünemann*, Strafrechtssystem und Kriminalpolitik, Festschrift für Rudolf Schmitt zum 70. Geburtstag, 1992, S. 130 ff.

(例) *Grünwald*, Gedächtnisschrift für Armin Kaufmann, 1990, S. 567.

以上